

神奈川県議会告示第1号

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月28日

神奈川県議会議長 しきだ 博 昭

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年神奈川県条例第65号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第2条 神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2項に規定する議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第3条 条例第2条第3項に規定する議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いの

ある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第4条 条例第11条本文に規定する個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第5条 条例第15条第4項に規定する議長が定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第6条 条例第16条第2項に規定する議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防

止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第7条** 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
 - 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
 - 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
 - 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備え置いて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
 - 6 条例第17条第1項に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
 - 7 条例第17条第2項第1号カに規定する議長が定める数は、1,000人とする。
 - 8 条例第17条第2項第1号キに規定する議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)ア 執行機関の職員又は当該職員であった者イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - 9 条例第17条第2項第3号に規定する議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

- 第8条** 条例第19条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)により行わなければならない。
- 2 条例第18条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合における条例第19条第1

項第3号に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人の別
- (2) 本人の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 未成年者、成年被後見人又は本人の委任による代理人の委任者の別

（開示請求等における本人確認手続等）

第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード、入管法第19条の3に規定する在留カード、入管特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項（条例第31条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、代理人が法人であるときは、開示請求書等を提出しようとする者が当該法人の役員、職員又は代理人であることを確認するために必要な書類として議長が認めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
（開示請求に対する決定の通知）

第10条 条例第24条第1項本文に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 2 条例第24条第1項の規定による通知は、保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたときは保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により、保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときは保有個人情報一部開示決定通知書（第3号様式）により行うものとする。
- 3 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（開示請求に対する決定期間の延長等の通知）

第11条 条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

- 2 条例第26条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第12条 議長は、条例第27条第1項又は第2項本文の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 2 条例第27条第1項に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- 3 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書（条例第27条第1項用）（第7号様式）により行うものとする。

- 4 条例第27条第2項に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第2項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

- 5 条例第27条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書（条例第27条第2項用）（第8号様式）により行うものとする。

- 6 条例第27条第3項（条例第48条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（第9号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第13条 条例第28条第1項本文に規定する議長が定める方法は、電磁的記録若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複写した物（以下この条において「複

写物」という。)を議長が保有する専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複写物の交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、電磁的記録を議長が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)を使用して用紙に出力した物の閲覧、その写しの交付その他議長が適当と認める方法により行うものとする。

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第14条 条例第24条第1項の規定により開示の決定を受けた者が、行政文書(条例第28条第1項ただし書に規定する保有個人情報記録されている文書又は図画の写し並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び議長が適当と認める方法により開示されるものを含む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴をしようとするときは、当該行政文書を丁寧に取り扱い扱わなければならない、汚損し、又は破損してはならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、議長は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付)

第15条 条例第28条第1項の規定による写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。

2 条例第30条に規定する写しの交付等に要する費用は、前納とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(第10号様式)により行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第17条 条例第32条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書(第11号様式)により行わなければならない。

2 第8条第2項の規定は、保有個人情報訂正請求書の記載について準用する。

(訂正請求に対する決定の通知)

第18条 条例第35条第1項の規定による通知は保有個人情報訂正決定通知書(第12号様式)により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報不訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(訂正請求に対する決定期間の延長等の通知)

第19条 条例第36条第2項において準用する条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第14号様式)により行うものとする。

2 条例第37条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第20条 条例第40条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書(第16号様式)により行わなければならない。

2 第8条第2項の規定は、保有個人情報利用停止請求書の記載について準用する。

(利用停止請求に対する決定の通知)

第21条 条例第43条第1項の規定による通知は保有個人情報利用停止決定通知書(第17号様式)により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報利用不停止決定通知書(第18号様式)により行うものとする。

(利用停止請求に対する決定期間の延長等の通知)

第22条 条例第44条第2項において準用する条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第19号様式)により行うものとする。

2 条例第45条において準用する条例第37条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第20号様式)により行うものとする。

(神奈川県個人情報保護審査会への通知)

第23条 議長は、条例第46条に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求につき行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条から第36条までに規定する手続が行われたときは、遅滞なく、その旨を神奈川県個人情報保護審査会に通知するものとする。

(諮問に係る資料)

第24条 条例第47条第2項に規定する議長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る請求書の写し
- (3) 前号の請求に対する決定に係る通知書の写し(不作為に係る審査請求である場合を除く。)
- (4) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の写し(反論書を提出すべき相当の期間内に反論書の提出があった場合に限る。)
- (5) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の写し(意見書を提出すべき相当の期間内に意見書の提出があった場合に限る。)

(諮問をした旨の通知)

第25条 条例第47条第3項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(第21号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第7条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この告示の施行後遅滞なく」とする。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

神奈川県議会議長殿

氏 名
 郵便番号
 住所（居所）
 電話番号

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	〔開示請求に係る保有個人情報が特定できるように当該保有個人情報が記録されている行政文書の名称等をできるだけ具体的に記載してください。〕
求める開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 窓口における写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）
本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
※代理人が開示請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人 資格を証明する書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。） 資格を証明する書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人が開示請求をしようとする場合における本人の氏名等	1 本人の氏名 2 本人の住所又は居所 3 本人の電話番号 4 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人の委任者
行政文書を管理している課	課 グループ
備 考	

(裏)


- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
 - 2 郵送で開示請求をする場合は、本人又は代理人本人（法人である場合を除く。）であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）に加え、本人又は代理人本人の住民票の写しを提出してください。当該住民票の写しは、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
 - 3 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。
 - 4 委任状は、委任者本人が押印したもので、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。当該委任状には、その押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付してください。
 - 5 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。
 - 6 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
 - 7 代理人が法人である場合は、※の欄の書類に加え、実際に窓口で請求する方が当該法人を代表する者であることを証明する書類又は当該法人の従業者であることを証明する書類の提出又は提示が必要となります。
 - 8 窓口において保有個人情報の開示を実施する日について希望がある場合は、その日を備考欄に記載してください。なお、当該日における開示の実施の可否については、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書により通知します。

第2号様式（第10条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議長 

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり開示の決定をいたしましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県議会議長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に対して特定した保有個人情報の概要	
開示する保有個人情報の利用目的	

(裏)

あなたが開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否等	<input type="checkbox"/> あなたが求めた郵送による開示の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた開示の実施の方法（ <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付）及び開示の実施日（ 年 月 日）での開示の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた開示の実施の方法等では開示を行うことができない（あなたから開示の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当課に提出してください。開示の実施の方法については、（ <input type="checkbox"/> 窓口における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 窓口における写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における開示の実施を希望する場合は、開示の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限ります。）を記入した保有個人情報開示実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
郵送による開示の場合の費用等	1 郵送に要する費用 円 2 郵送に要する日数 日 1の費用に加え、写しの作成に要する費用が必要となります。詳細は、この通知書に同封した案内を御覧ください。
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

備考 窓口で保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議員長 印

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおりその一部について開示の決定をいたしましたので通知します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県議会議員長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県議会議員長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に対して特定した保有個人情報の概要	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない部分及び理由	(開示しない部分)
	(開示しない理由) 神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第 号 該当 (理由)

(裏)


あなたが開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否等	<input type="checkbox"/> あなたが求めた郵送による開示の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた開示の実施の方法（ <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付）及び開示の実施日（ 年 月 日）での開示の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた開示の実施の方法等では開示を行うことができない（あなたから開示の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当課に提出してください。開示の実施の方法については、（ <input type="checkbox"/> 窓口における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 窓口における写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における開示の実施を希望する場合は、開示の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限り、）を記入した保有個人情報開示実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
郵送による開示の場合の費用等	1 郵送に要する費用 円 2 郵送に要する日数 日 1の費用に加え、写しの作成に要する費用が必要となります。詳細は、この通知書に同封した案内を御覧ください。
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

備考 窓口で保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議員長 

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり不開示の決定をいたしましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県議会議員長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県議会議員長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第 号 該当 (理由)
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

第5号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議員 印

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

第6号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議長 印

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長します。


開示請求に係る保有個人情報の内容	
条例第26条第1項の規定を適用する理由	
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

第7号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書（条例第27条第1項用）

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議長 

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき開示請求がありました。当該保有個人情報を開示することにつき、意見書を提出することができますので、同条例第27条第1項の規定により、次のとおり通知します。当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した意見書を提出してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして扱います。

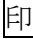
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当課)	課 グループ
	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

第8号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書（条例第27条第2項用）

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議長 

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき開示請求がありました。当該保有個人情報を開示することにつき、意見書を提出することができますので、同条例第27条第2項の規定により、次のとおり通知します。当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した意見書を提出してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして扱います。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由	条例第27条第2項第 号該当
	(理由)
意見書の提出先 (事務担当課)	課 グループ
	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	


第9号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県会議長 

あなたから 年 月 日に提出がありました意見書に係る保有個人情報については、開示決定をいたしましたので、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項（第48条において準用する第27条第3項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県会議長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

第10号様式（第16条関係）（表）（用紙 日本産業規格A 4縦長型）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

神奈川県議会議長殿

住 所

氏 名

電話番号

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

保有個人情報（一部） 開示決定通知書の記 号及び番号並びに日 付	記号及び番号 第 号 日付 年 月 日
求める開示の実施の 方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 1 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 実施を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）
事 務 担 当 課	課 グループ

備考 1 のある欄には、該当する内に \surd 印を記入してください。

2 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、裏面の所定の欄に必要事項を記入の上、提出してください。

(裏)

保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合の当該部分の内容	
保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合における当該部分ごとの内容	(閲覧又は視聴を求める部分の内容)
	(写しの交付を求める部分の内容)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

神奈川県議会議長殿

氏 名
 郵便番号
 住所（居所）
 電話番号

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第31条第1項（第2項において準用する第18条第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容 その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
訂正請求の趣旨及び理由	
本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
※代理人が訂正請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人 資格を証明する書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。） 資格を証明する書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人が訂正請求をしようとする場合における本人の氏名等	1 本人の氏名 2 本人の住所又は居所 3 本人の電話番号 4 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人の委任者
行政文書を管理している課	課 グループ
備考	

(裏)

備考

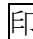
- 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
- 2 郵送で訂正請求をする場合は、本人又は代理人本人（法人である場合を除く。）であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）に加え、本人又は代理人本人の住民票の写しを提出してください。当該住民票の写しは、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
- 3 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。
- 4 委任状は、委任者本人が押印したもので、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。当該委任状には、その押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付してください。
- 5 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。
- 6 代理人が法人である場合は、※の欄の書類に加え、実際に窓口で請求する方が当該法人を代表する者であることを証明する書類又は当該法人の従業者であることを証明する書類の提出又は提示が必要となります。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県議会議長 

年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正決定をしましたので通知します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県議会議長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

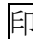
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正の理由	
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県議会議長 

年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正しないこととしましたので通知します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県議会議長に対して審査請求をすることができます。


また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県議会議長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議長 


年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項において準用する第25条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議長 

年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
条例第37条第1項の規定を適用する理由	
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

神奈川県議会議長殿

氏 名
 郵便番号
 住所（居所）
 電話番号

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項（第2項において準用する第18条第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
利用停止請求の趣旨及び理由	
本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
※代理人が利用停止請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人 資格を証明する書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。） 資格を証明する書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等	1 本人の氏名 2 本人の住所又は居所 3 本人の電話番号 4 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人の委任者
行政文書を管理している課	課 グループ
備考	

(裏)

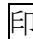
- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
 - 2 郵送で利用停止請求をする場合は、本人又は代理人本人（法人である場合を除く。）であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）に加え、本人又は代理人本人の住民票の写しを提出してください。当該住民票の写しは、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
 - 3 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。
 - 4 委任状は、委任者本人が押印したもので、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。当該委任状には、その押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付してください。
 - 5 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。
 - 6 代理人が法人である場合は、※の欄の書類に加え、実際に窓口で請求する方が当該法人を代表する者であることを証明する書類又は当該法人の従業者であることを証明する書類の提出又は提示が必要となります。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県議会議長 

年 月 日に利用停止請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止の決定をいたしましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県議会議長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

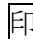
利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の決定の内 容	
利用停止の理由	
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県議会議長 

年 月 日に利用停止請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないこととしましたので通知します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県議会議長に対して審査請求をすることができます。


また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県議会議長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議長 


年 月 日に利用停止請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第44条第2項において準用する第25条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県議会議長 

年 月 日に利用停止請求がありました保有個人情報については、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条において準用する第37条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
条例第45条において準用する第37条第1項の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線
備考	


第21号様式（第25条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

個人情報保護審査会諮問通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県議会議長 

年 月 日付けの審査請求について、次のとおり神奈川県個人情報保護審査会に諮問したので、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第47条第3項の規定により、次のとおり通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
事務担当課	課 グループ
	電話番号 内線